

令和 6 年度 第 4 回 議事録

笠岡市農業委員会

6 . 7 . 9

第 4 回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和6年7月9日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和6年7月9日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和6年7月9日 午前10時30分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	森 井 政 紀	出	8	鹿 嶋 耕 三	出
2	櫛 田 繁 造	出	9	片 岡 芳 和	出
3	仁井名 雅 子	出	10	大 平 貴 之	出
4	梶 田 宏 一	出	11	天 野 平 之 進	出
5	仁 科 智 之	出	12	西 江 務	出
6	北 村 卓 士	出	13	守 屋 映 男	出
7	佐 内 繁 文	出			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	畦 崎 友 梨	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	林 和 美	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	有 本 正 義	事務局長	木 南 達 昭
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	小 川 航 平
推進委員	西 江 敬 一	主 事 補	升 谷 公 祐

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 15 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 16 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 17 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 18 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
報告第 13 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 14 号	農地法施行規則該当転用届について
議案第 19 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 20 号	農地転用事業計画変更承認申請について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会 会長

10 番委員

11 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第4回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を10番大平委員、11番天野委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー17号から20号及び24号は関連がありますので、あわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー17号から20号及び24号でございます。〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇から、〇〇へ参ります3条の賃借権設定(〇年間)でございます。</p> <p>借受人は、農地の管理が困難となっていた貸渡人から申請地を借り入れるものです。</p> <p>借受人は50年ほどの農業経験を有しており、水稻栽培のための農機具も保有しています。申請地は水稻地帯であり、引き続き水稻の栽培を妻や、子、弟らと行う予定としていることから、この度の申請地の増反をしても十分耕作管理は可能と考えられます。設定期間が〇年間になっておりますが、息子と娘が農業を手伝っていることから、設定期間中に借受人が亡くなったとしても、〇年間、申請地での農業を続けることは可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております、取得後のすべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れもないことから、許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー 2 1 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー 2 1 号でございます。〇〇から〇〇に参ります 3 条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>申請地に隣接する農地はすべて譲受人の所有地であり、この度の農地取得では効率的な耕作が見込まれます。譲受人は 2 0 年ほどの農業経験を有しており、耕作のための農機具も所有しています。また、妻と 2 人で野菜の栽培を行う予定であることから、この度の〇畝ほどの増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー 2 2 号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー 2 2 号でございます。〇〇から〇〇、〇〇に参ります 3 条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は家庭菜園の経験はありますが、農地を取得するのは初めてのため営農計画書の提出があります。申請地は、先般許可を得た自宅建設予定地の北側です。農機具の所有やリース予定はありませんが、唐辛子やシャクヤクを栽培予定であることや農地面積が大きくないことから、農業経験がないとしても営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p>

	以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー２３号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー２３号でございます。〇〇から〇〇に参ります３条の所有権移転 (売買)でございます。 譲受人は農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。 譲受人は、６０年ほどの農業経験を有し、耕作に必要な農機具を保有しています。申請地は自宅から近距離にあり、取得後は野菜の栽培を予定していることから、この度の〇畝ほどの増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。 農地法第３条第２項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われまます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー２５号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>ナンバー25号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は10年ほどの農業経験を有し、耕作のための農機具を保有しています。譲受人は市外在住ですが、申請地までは車で通う予定です。申請地の一部には樹木が生えていますが、既に伐採作業を開始しています。取得後は、野菜の栽培を妻と行う予定です。営農経験はありますが、自身で農地を取得するのは初めてであるため、営農計画書の提出があります。農業経験があることや、農機具の保有状況、労働力などを考慮すると、営農計画書に記載の耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー26号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー26号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、農地の管理が困難となっていた譲渡人から申請地を譲り受けるものです。</p> <p>譲受人は、9年ほどの農業経験を有し、耕作に必要な農機具を保有しています。申請地は自宅から近距離にあり、取得後は野菜の栽培を妻と子と行う予定としていることから、この度〇畝ほどの増反を考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
○番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第16号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー8号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ナンバー8号でございます。〇〇によります、4条の許可申請でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第1種農地、転用目的は車庫及び作業場でございます。 申請者は、申請地隣地に住んでいますが、その土地には車庫と作業場を置くスペースがなく、申請地をその用途として転用したいとのことです。作業場は、申請者が営んでいる屋根工事業で使われるとのことです。申請地は第1種農地であります、「周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であることから許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地隣接地の境界部分に擁壁を設置するため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、東側・西側の水路へ流入させるとのことで、問題ないと思われます。また、建築物は高さ約6mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。 以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
<p>〇番委員</p>	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー9号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ナンバー9号でございます。〇〇による4条の許可申請でございます。申請地は、〇〇地区の畑〇筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的はイベント用地及び露天駐車場でございます。 一時転用期間は〇月〇日から片付け期間を含め〇月〇日までとなっております。当該申請地は農用地区域内農地ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼ</p>

	<p>すおそれがない」に該当しており、許可妥当と思われます。</p> <p>今回の一時転用は土地の形質変更を行わず、そのまま使用いたしますので、土砂流出の心配はなく、雨水についても地下浸透及び既存水路への排水となるため、隣接する土地への影響はございません。また、耕作者である〇〇及び土地共有者である〇〇の同意書も提出されています。</p> <p>なお、本申請につきましては、転用面積が4ヘクタールを超えますので岡山県農業会議に諮問のうえ、岡山県の許可を得ることになります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー11号を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー11号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(贈与)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆及び畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は一般住宅でございます。</p> <p>申請地付近に申請者の家族が居住しているために、申請地に居住したいとのことです。また、母親は周辺に農地を所有しており、母親の農業を手伝うとのことで、代替性要件を満たしていると思われます。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と境界部分については、ブロックを設置するとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、宅内柵を設け付近側溝に接続するとのことで、生活雑排水につきましては、公共下水道に接続するとのことで、問題ないと思われます。また、予定建築物は高さ8m程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、当該申請地は、許可を得る前から車庫が設置されていたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第18号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	本計画案は、令和6年7月16日付けの公告予定として取りまとめております。一括方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が5筆、設定対象面積が4,499㎡、設定対象人数が3人。10年以上の設定対象筆数が7筆、設定対象面積が24,143㎡、設定対象人数が4人。合計といたしましては、設定対象筆数が12筆、設定対象面積が28,642㎡、設定対象人数が、重複により6人となっております。これらの案件は、すべて旧農業経営基盤強化法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 つづきまして、関連がありますので議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー12号及び議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」ナンバー2号をあわせて上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー12号及び議案第20号「農地転用事業計画変更承認申請について」ナン

	<p>バー2号でございます。議案第19号は、〇〇による5条の賃貸借権設定（〇年間）でございます。申請地は、〇〇地区の田〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は貸小売店舗でございます。議案第20号につきましては、〇〇から〇〇事業承継及び同社の一時転用期間・施設の概要の変更申請となっております。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場でございます。</p> <p>〇〇は、議案第19号の申請地に貸小売店舗を〇棟建設し、平成18年及び20年に露天資材置場・大規模店舗用地として転用が許可された議案第20号の申請地を露天駐車場として使用したいとのことです。第3種農地であるため許可妥当であると思われまます。</p> <p>周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分には、コンクリート擁壁・排水施設を設置するとのことで、土砂の流出はないと思われまます。雨水につきましては、申請地内の排水路及び沈殿柵で対応し、生活雑排水につきましては、公共下水道に接続するとのことで、問題ないと思われまます。また、予定建築物は高さ約8mであり、周囲の農地への日照・通風に問題はないと思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>つづきまして、報告第13号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第14号「農地法施行規則該当転用届について」ですが、関係委員の皆様には、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願ひします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございませうか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 8月6日(火)午前9時30分から 笠岡市役所本庁 3階 第一会議室</p> <p>(2) その他 ・次回申請書締切日7月19日(金)、議案発送日7月26日(金)</p> <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>